主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の理由は、末尾添附の書面記載のとおりである。

論旨は違憲をいうが、その実質は結局刑訴三四三条の解釈、適用に関する原審の 見解(右法条に対する原審の解釈、適用は相当である)を非難するに帰着し、刑訴 四三三条の特別抗告理由に該当しない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり 決定する。

昭和三一年四月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎